

安全管理措置WG設置について(案)

平成21年8月
総務省 総合通信基盤局

5-1 モバイルコンピューティング技術の発展

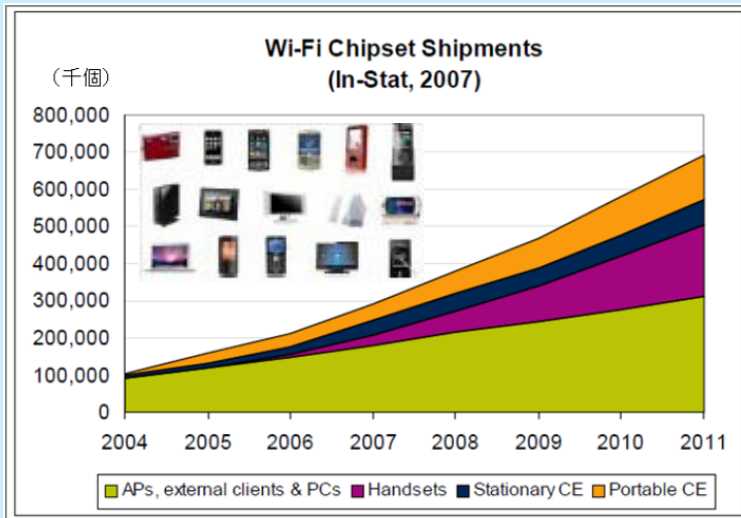
1. 処理能力の向上・小型化・省電力化等により、従来以上に、持ち出して利用し易いノートパソコン等の端末が登場

- ・ 1kg未満の軽量モバイルPCやNetbook等、小型の端末が登場
- ・ 省電力化によりバッテリー稼働時間12時間以上等の製品が登場

2. ワイヤレスブロードバンドネットワーク接続環境の整備が進展

- ・ 駅構内やその周辺、空港、図書館、ホテルやレストランといった公共の場における公衆無線LANサービスの提供エリアが拡大
- ・ WiMAXや次世代PHSを用いたネットワーク接続サービスも平成21年より開始され、順次エリアが拡大しつつある
- ・ さらに、平成22年には第3.9世代移動通信システムのサービスも提供開始が予定されており、無線利用のトラフィックの急増が予測されている

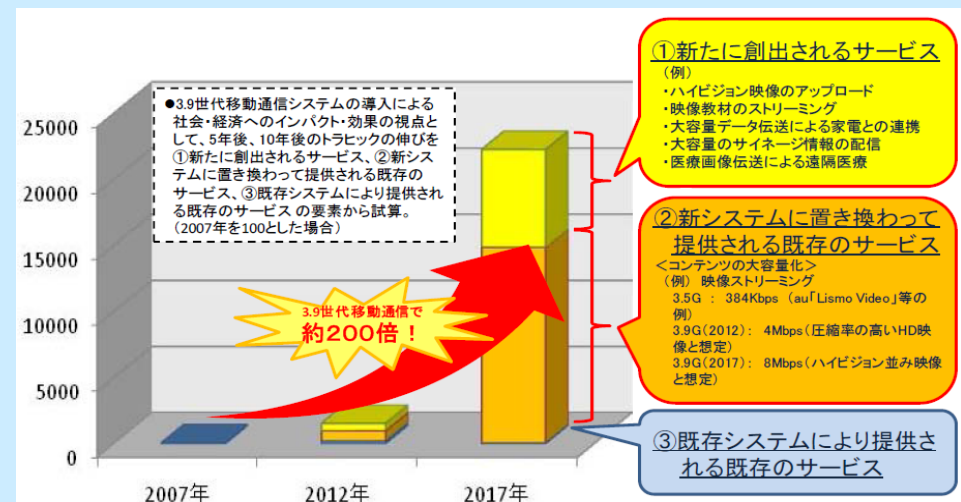
ワイヤレスネットワーク接続の増加



APs: 無線LAN(親機)、external client: 子機
 Handset: 携帯電話 Stationary CE: デジタル家電(家庭用)
 Portable CE: デジタル家電(携帯用)

(出典) Wi-Fi Alliance 資料

膨れ上がる無線通信トラフィック

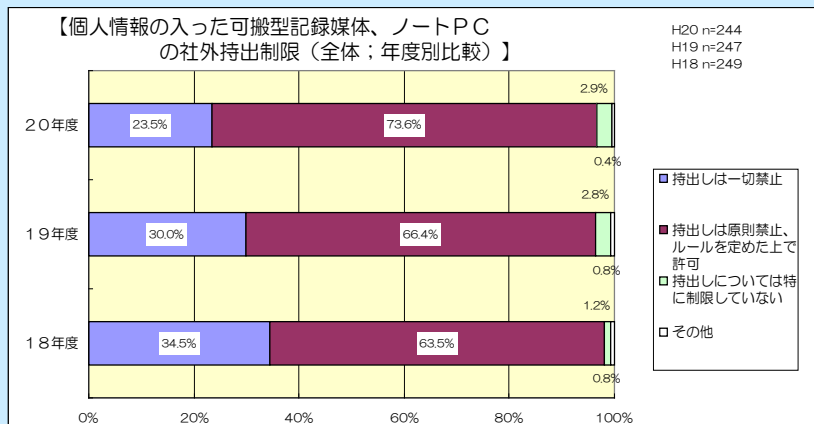


(出典) 情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等周波数有効利用方策委員会 IMT-2000高度化作業班(第8回)資料を基に作成。

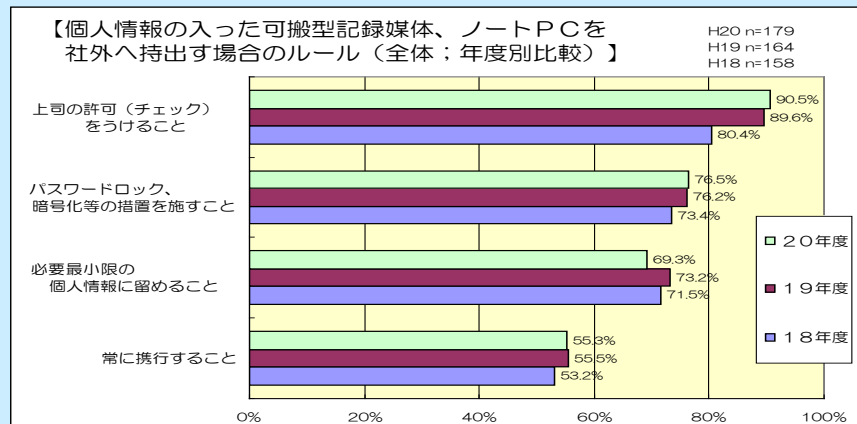
5-2 事業者の個人情報の社外持出についての現状

電気通信事業者へのアンケート結果においては、個人情報を社外に持ち出す必要があり、「持ち出しは原則禁止、ルールを定めた上で許可している」という対応を行う事業者が増加傾向にある。

参考1. 個人情報の入ったノートPC等の持ち出し制限について (情報通信分野対象)

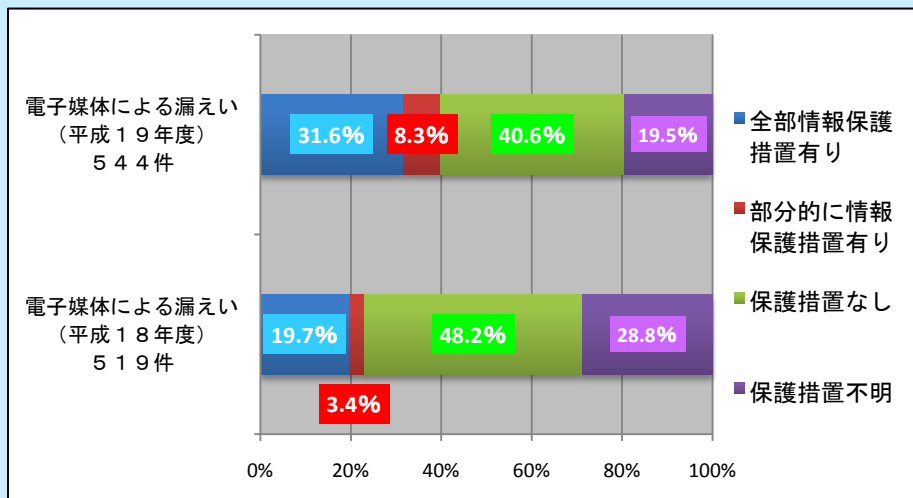


参考2. 個人情報の入ったノートPC等を持ち出す場合のルール (情報通信分野対象)

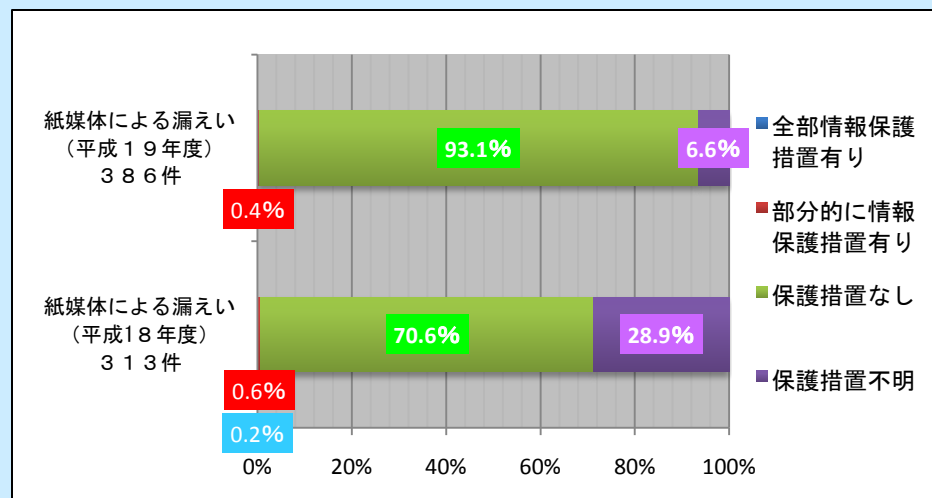


参考3. 漏えいの形態別の情報保護措置状況について (全分野対象)

電子媒体による漏えい



紙媒体による漏えい



5-3 安心して持ち出せるPC環境対策の推進

個人情報の漏えいに対応するため、以下のような技術的対策が進んでいる。

リモートデータ消去、PCロック、追跡サービス等

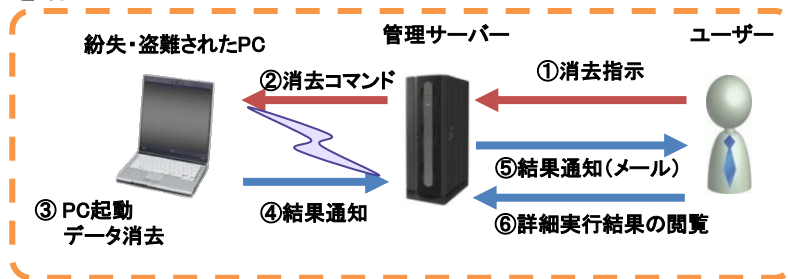
- ・ 端末の紛失時に、遠隔操作によって情報を消去したり、操作をロックする等、情報漏えいを防止するソリューションが多数登場。

シンクライアント端末

- ・ ネットワーク上に情報を集中させ、端末には必要最低限の情報のみ持たせることにより、情報漏えい対策として高い効果を持つ。

【ソリューション事例】（富士通株式会社、株式会社ウィルコム）

遠隔操作によってデータの暗号鍵を消去し、ハードディスク内データを消去



- 遠隔操作でPCのハードディスク内の全データを即時消去（暗号鍵の消去）
- PCが電源オフ状態でも実行可能（専用の通信モジュールを搭載）
- 消去結果や、PCへのアクセス履歴を含むレポートを発行

【ソリューション事例】（KDDI株式会社）

遠隔操作によって該当データの上書きを指示し、データを削除



- PCの指定されたデータを遠隔操作で削除（データの上書きを指示）
- インターネット接続中は、定期的に管理サーバーと認証し、データ削除指示有無を確認
- インターネット接続がない環境でも、PCIにKDDIの通信カードが挿入されている、または、通信機能搭載PC（KDDIの通信モジュール内蔵PC）をご利用であれば、電源ON時等に強制的に管理サーバーと通信し、データ削除指示有無を確認
- 一定時間管理サーバーと通信が出来ない場合は、指定されたデータを不可視化

高度に暗号化等された技術的措置が漏えいデータになされていれば、利用者への被害リスクは大幅に減少。

5-4 個人情報保護法及びガイドライン等の規定①

個人情報保護法上での安全管理措置規定について

1 個人情報保護法における規定

第二十条(安全管理義務)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第二十一条(従業者の監督)

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第二十二条(委託先の監督)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 電気通信事業における個人情報保護のガイドラインにおける規定

第十一条 (安全管理措置)

- ・ 個人情報へのアクセスの管理
- ・ **個人情報の持出し手段の制限**
- ・ 外部からの不正なアクセスの防止のための措置
- ・ その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第十二条 (従業者及び委託先の監督)

従業者の監督・教育の実施、委託先への監督について規定

第十三条 (個人情報保護管理者)

個人情報保護管理者による内部規定の策定、監視体制の整備について規定

技術的保護措置

内部からの情報漏えい及び外部からの不正アクセスの双方を防止するための物理的・技術的措置

組織的保護措置

従業員への教育や、内部規律の作成による人的・組織的措置

5-5 個人情報保護法及びガイドライン等の規定②

個人情報保護法上での個人情報漏えい時の報告等の状況について

1 個人情報保護法における規定

(個人情報の漏えいが発生した際に、対応を定めた規定は存在しない)

2 個人情報の保護に関する基本方針における規定

個人情報取扱事業者に関する事項

② 消費者等の権利利益の一層の保護

- 事業者において、個人情報の漏えい等※1の事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、**可能な限り事実関係等を公表することが重要である。**

※1 個人情報の漏えい等には、個人情報漏えいの他に、滅失、き損などが含まれる

3 電気通信事業における個人情報保護のガイドラインにおける規定

第二十二条 (漏えい等が発生した場合の対応)

- (1) 個人情報の漏えいが発生した場合は、その個人情報の本人が適切に対応できるようにするため、電気通信事業者が**事実関係を本人に速やかに通知**すること
- (2) 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、**可能な限り事実関係等を公表**すること
- (3) 本人の権利利益の保護、二次被害の防止、類似事案の発生回避等のために、行政が速やかに適切な対応を取れるように、**事実関係を総務省に直ちに報告**すること

5-6 安全管理措置WGの設置に関して

安全管理措置WGの設置の目的

個人情報漏えい事故による利用者(消費者)の被害を減少させるため、外部に持ち出したPCなどの情報端末機器の安全管理措置(情報漏えい対策など)の在り方について検討を行う。

論点

■ 論点1.

事業活動を行う上で、個人情報の社外持ち出しが増加することが想定されるため、個人情報の漏えい時における利用者(消費者)の被害を減少させるための安全管理措置に係る取組が必要ではないか。

■ 論点2.

安全管理措置を講ずるにあたって、本人への被害のおそれがない場合又は極めて少ないと考えられる場合としての客観的基準等は、どのようにあるべきか。

■ 論点3.

暗号化等の保護措置が講じられている個人情報の入ったノートPC、可搬型記録媒体を紛失した場合等、本人への被害のおそれがない場合又は極めて少ないと考えられる場合には、ガイドラインの求める所定の手続き(本人への通知、公表等)の簡略化、省略をすることに合理的理由が認められるのではないか。

また、所定の手続きを簡略化等することについて、個人情報保護法上の問題、消費者保護の観点からの検討が必要ではないか。